

○精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について

令和6年6月17日

人 対 第 566 号

警 察 本 部 長

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について（通達）

みだしのことについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が一部改正され、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者による障害者虐待事案について、人身安全関連事案として対処することになったほか、障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者に対する通報義務が新たに設けられたことから、別添対応要領により実施することとしたので、適切に対処されたい。

別添

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応要領

第1 趣旨

この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を認知した場合の都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。以下同じ。）への通報等の対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第3 対応の基本

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を土台として制定された法の精神障害者の権利の擁護を図るとともに福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図るという趣旨を踏まえ、警察で精神科病院における障害者虐待事案を認知した際の通報に適切に対応することを基本とする。

第4 精神科病院における障害者虐待認知時の適切な対応

1 精神科病院における障害者虐待認知時の都道府県への通報（法第40条の3関係）

警察職員は、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護等の各種警察活動を通じ、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合は、埼玉県警察情報管理システムによる人身安全関連事案管理業務実施要領（令和3年人対第249号）に規定する人身安全関連事案管理業務（以下「人身安全管理システム」という。）により登録するとともに、速やかに警察署長を経て都道府県に通報すること。

(1) 通報に係る留意事項

ア 被害者が精神障害者に該当するかどうか判断ができない場合

法第5条第1項に規定する精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者とされている。しかしながら、警察において、被害者が精神障害者に該当するかどうかを正確に判断すること

は困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等により、被害者が精神科病院において医療を受けていることなどが判明した場合には、通報の対象とすること。

なお、通報については、被害者自身が精神障害者であると認識していなくても差し支えない。

イ 障害者虐待があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、精神科病院における障害者虐待を受けたと思われる精神障害者について行うものであるため、障害者虐待を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性がある判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

なお、障害の特性から、被害者に虐待を受けているとの認識がない場合があるので、被害者からの事情聴取において虐待を受けたことを否定したとしても、虐待がないものと即断はしないこと。

ウ 加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合

加害者を特定していても、当該加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合があり得るが、その場合であっても、障害者虐待事案の早期発見及び対応の観点から、通報の対象とすること。

エ 精神障害に起因する申出と疑われる場合

精神障害者から精神科病院において障害者虐待を受けている旨の申出がなされ、当該申出が精神障害に起因するものと疑われる場合であっても、都道府県において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

(2) 通報要領

ア 都道府県への通報

警察署で精神科病院における障害者虐待事案を認知したときは、生活安全課長を経て警察署長に報告するものとし、当該報告を受けた警察署長は当該精神科病院を管轄する都道府県に通報するものとする。

イ 通報における留意事項

前記アの通報は、原則として精神科病院における障害者虐待事案通報票（別記様式1。以下「通報票」という。）により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うことができる。ただし、電話により行った場合であっても、人身安全管理シス

テムに通報内容等を確実に記録した上、時機を失することなく、通報票を送付すること。

なお、通報票の作成に際し、通報時点で詳細が判明していない事項の欄には、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報後の措置状況を把握するため、都道府県に対し、通報票とともに精神科病院における障害者虐待事案通報に伴う措置結果の情報提供について（別記様式2）を送付し、措置状況を把握すること。

なお、通報後1か月を経過しても都道府県から措置状況の連絡がないときには、警察から都道府県に対して措置状況を確認すること。

2 通報以外の措置

精神科病院における障害者虐待事案を認知した際は、被害者の安全確保を図るとともに、事案の緊急性及び重大性を踏まえつつ、事件化の可否及び要否を迅速に判断し、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、速やかに必要な捜査を行うこと。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導及び警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

3 適切な相談等への対応

精神障害者から被害の相談又は申出がなされた場合は、精神障害に起因する申出との先入観を排除し、精神障害の特性に配慮しながら、被害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応すること。

第5 報告

精神科病院における障害者虐待事案を認知した場合は、埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令（平成26年埼玉県警察本部訓令第13号）第15条第1項に定めるところにより、即報すること。

第6 留意事項

1 関係部門間の連携

精神科病院における障害者虐待事案への対応に当たっては、部門間の相互の連携を図り、適切に対応すること。

2 関係機関等との連携

関係機関等が精神科病院における障害者虐待事案を認知して警察に情報提供等する場合も含め、必要に応じて関係機関等と相互に連携し、被害者の立場に立った適切な措置が講じられるようにすること。

3 指導教養の徹底

人身安全対策課長及び警察署長は、精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応を推進するため、あらゆる機会を活用して警察職員に指導教養を行うこと。

別記様式 1

		生安第	号
		精神科病院における障害者虐待事案通報票	
		年	月 日
		殿	
		警察署長（公印省略）	
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見したので、通報します。			
発 見 年 月 日		年 月 日	
発 見 の 経 緯			
精 神 障 害 者	（ふりがな） 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女	
	生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）	
	住 所		
	電 話	（ ） — 番	
	職 業		
	医 療 機 関 名		
	精 神 科 病 名	☐ 統合失調症 ☐ 双極性障害 ☐ うつ病 ☐ 認知症 ☐ 不安障害、神経症 ☐ てんかん ☐ 発達障害 ☐ 依存症（アルコール、薬物等） ☐ 知的障害 ☐ 不明 ☐ その他（ ）	
	入 院 の 状 況	☐ 入院中 ☐ 退院後 ☐ その他（ ）	
業 務 従 事 者	（ふりがな） 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女	
	生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）	
	住 所		
	職 業	☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ その他の業務従事者（ ）	
	電 話	（ ） — 番	
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 放棄・放置 ☐ 経済的虐待	
	虐 待 の 内 容		
参 考 事 項			
担 当 者 ・ 連 絡 先		警察署 課 氏名 電話（ ） — 番 内線	

別記様式2

生安第 号
年 月 日

殿

埼玉県 警察署長（公印省略）

精神科病院における障害者虐待事案通報に伴う措置結果の情報提供について（依頼）

みだしのことについては、 年 月 日付け、生安第 号「精神科病院における障害者虐待事案通報票」により通報を行いました。当該通報に伴う措置結果等について、次の事項を書面で回答願います。

記

1 精神障害者

住所

氏名

生年月日 年 月 日（ 歳）

2 回答依頼内容

- (1) 虐待の有無等に関する事実関係
- (2) 事実関係が確認できた場合は、虐待の内容及び業務従事者の人定事項及び指導状況
- (3) 被害者に対する保護対策状況
- (4) その他参考事項

3 回答期限

措置結果等については、 年 月 日までに回答を願います。
なお、回答期限内に回答が難しい場合は、下記担当までご連絡願います。

担当			
所属	埼玉県	警察署	
課・係	生活安全課		
氏名			
電話	-	-	()